

四万十町教育委員会会議録（令和8年1月定例会）

1. 日 時 令和8年1月13日（火）午前9：00～午前10：48

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長職務代理人 谷口和史
教育委員 横山順一 西谷史
事務局 教育次長 川上武史
生涯学習課 課長 今西浩一
学校教育課 副課長 真城和也 都築桂
教育対策監 浜口千茶
教育研究所 所長 野村泰子

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長職務代理人あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（西谷委員）

(4) 議題

①議案第1号 四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について

②議案第2号 四万十町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

(5) 協議事項

①修学旅行費用の平準化について

(6) 報告事項

①学期始めにおける児童生徒の出欠状況について

②高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について

③会計年度任用職員の職種の追加について

(7) その他

①小中学校卒業式の日程について

②令和8年度 教育委員会事務局体制について

③今後の日程について

6. 議 事

川上教育次長： ただ今から令和8年の1月定例教育委員会を始めさせていただきたいと思いません。なお、傍聴人の方はいらっしゃいません。それでは、会議次第に従いまして進めたいと思います。

谷口教育長職務代理人： 本日の、署名委員は西谷さんでよろしくお願ひします。

それでは、議題4に移りたいと思います。まず、議案第1号の四万十町立小学

校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について、事務局より報告をお願いします。

(事務局より、「議案第1号 四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について」を、説明する。)

谷口教育長職務代理者： 議案第1号に関する規則改正について何かご意見のある方はお願いします。

横山委員： 意見じゃないんですけど質問で。

谷口教育長職務代理者： 質問いいですよ。

横山委員： 休校とする理由を、いろいろあるじゃないですか。廃校じゃなくて休校にするという。

真城学校教育副課長： すぐに廃校という手続きは本来、今までもずっと取ってきてない状況がございます。それは休校するに当たって、5年くらいの期間、もしかしたら人数が増えて復活できるようなことになった際、学校としてできるような形を取っておくというのと、交付税の関係があるので、5年をめどに休校期間を設けてるような状況があります。

横山委員： ありがとうございます。

川上教育次長： 少し補足しましょうか。先ほど概ね、真城副課長が言ったとおりなんですけど、いったん統合した段階で地元の地域住民の感情とか、もろもろありますので、すぐに廃校ということではなくて休校という措置を取るとというのが一つと、それから交付税の関係、出てましたけども、休校、廃校に関わらず一定期間、段階的に減されていきますけども、交付税措置があります。それが5年間ということ。一定、その期間は、あえて、どこで廃校という手続きを取らなくても、維持管理は当然かかっていきますので、すぐに取り壊して除却するということではないです。一定期間、そういう意味で費用もかかるということで、そこは交付税措置もあるということなので、その期間は休校という形を取るというふうに、内部のほうで取り決めをしてるといふところなんです。

実際のところ、ほかの学校の例でも5年過ぎても休校のまま、ずっと置いてるという実態がありますけども、このたび、町のほうの公共施設の管理の問題もあって、一定、教育的利用がなくなれば普通財産のほうに移管をして町長部局のほうで管理していただくようにする手続きを今後、取っていくという形になりますので、例えば今、休校で残ってるのが口神ノ川小学校、若井川小学校です。それから昭和の小中もそうです。休校になってますけども、昭和の小中については十和小中の建て替えの関係もあって、一定、利用することがあるので、そのまま置きますけども、若井川とか口神に関して言いますと、教育的利用はない、町のいろんな財産を保管してる倉庫みたいにして使ってる部分もありますので、町長部局に来年度、移管をするような方向でいきたいなというふうに考えています。5年間は一定、休校扱いにして、利用状況に応じて順次、廃校手続きを取り。興津中学校と興津小学校も休校扱いになっていきますけど、興津中学校に関しては予算の都合もありますけど、予算措置ができれば来年度以降、取り壊しをしていく予定ですので廃校という形になりますが、そういうふうにもろもろ整理をしていくという方向になっています。川口はなっただけなので5年間ぐらいは休校扱いというふうになります。

横山委員 : よく分かりました。

谷口教育長職務代理者 : ほかに何か、よろしいですか。

全委員 : はい。

谷口教育長職務代理者 : それでは、議案第1号に関してはよろしいということですので、2番目の議案第2号の四万十町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、「議案第2号 四万十町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を、説明する。)

谷口教育長職務代理者 : ただ今、事務局より説明がございました。議案第2号の運営委員会委員の委嘱にいてのご意見がありましたら、お願いします。

横山委員 : 大体、この時期に委員委嘱があるということは大体、年に1回しかやらないという会。

真城学校教育副課長 : ここ数年は年1回程度となっております。

横山委員 : 2月ぐらいにやる、今月やる、会は。

川上教育次長 : 来月です。今の予定で調整してるのは来月です。

横山委員 : あと、1回でも、給食主任会っての、まだあるがですね、別に。給食主任会はないですか。

川上教育次長 : やりゆうがやろうかね。

真城学校教育副課長 : 確認が必要、ごめんなさい。

横山委員 : 大体、委嘱の対象学校があまり変わっていないけど、だんだん学校数が少なくなってきたので、十和とか大正の学校も入っているんですか。窪川のほうあまり変わってないみたいな、そこは支障はないですか。

真城学校教育副課長 : 窪川中学校のほうは中学校1校になります。小学校の部分で、前は窪小でしたけど、影野小に代わりましたので、各小中学校、1校というところなんですけど、大正地区、十和地区、窪川地区から各1校ずつ、十和の中学校も大正地区と窪川地区という形で1校ずつ上がってる形になりますので、今年、大正も十和も中学校のほうも上がってますので、それぞれ一応、各地区から代表で上がっているという形になっております。

川上教育次長 : 少し補足です。今回、給食センター運営委員会委員を委嘱して、例年、どんな話をしていたか、はっきり聞いてませんけれども、今年に関しては、物価高騰の影響もあって、給食費を値上げせざるを得ない状況になってます。今、現行で1食240円から250円ぐらいの間、5から60円ぐらいの間で設定してますけども、320円ぐらいに、80円ぐらい上げないと運営できないというような状況が出てきて、それを審議していただくようになります。小中学生に関しては無償化してますので、特に保護者に影響はないんですけども、高校生の希望者に提供してる分と教職員と、あと試食の部分、その費用が変わるということで、それでも1食320から330円というところなので、普通に考えたら、だいぶ格安の状態提供はされているということではございます。

金額の細かい設定については運営委員会でもんでいただいて、一定、合意が取れた状態で、今の予定だと、センターのほうで今、段取りしてはありますが、2月の第2週ぐらいで運営委員会を開こうかということをしていましたので、2月

の定例教育委員会には間に合わないかもしれませんが、その場合は、2月の20日前後に、後の予定もありますけど、臨時の教育委員会を人事異動の関係で開こうとしてますので、そのときに金額のお示しができるかとは思いますが。遅くても、その時期には金額、こうなりますということでお示ししたいと思います。以上でございます。

谷口教育長職務代理人： それでよろしいですかね。

全委員： はい。

谷口教育長職務代理人： では、4番の議題については、1号、2号と進みましたので、次、協議事項について、1番の修学旅行費用の平準化について、事務局より報告をお願いします。

(事務局より、「協議事項①修学旅行費用の平準化について」を、説明する。)

谷口教育長職務代理人： ありがとうございます。内容について、どうですかね。

横山委員： よく分からないところもあるがですけど。国のほうも見直しが必要やみたいなのをちらっと見たことがあるのだが、国の見直しというのは7年度のこと、見直しをする必要があるとかというような。

川上教育次長： それは国のほうで検討されてるかもしれないですけど、具体的に、こうしなさいというのは我々のほうには来てないので、今、現行、それは話されてるかもしれないですけど、国のほうの詳細は承知してないです。

横山委員： 7年度に見直しを実施したというのは、法の見直しがされたので7年度はこういうふうにしたとかというのではないのか。

川上教育次長： ではないです。違います。6年度にやったら、格差是正といいながら全部の学校が対象になったので、全部の学校が対象になってしまうと格差是正も何もないという話もあって。

横山委員： 法律の改正から見直しが必要やないかというというようなコメントを、どっかで見たことがあるなみたいな。

川上教育次長： 国なりのほうから、そういうものが出てくると、なおのこと、うちのやり方は独自のやり方なので、そこは国のやり方に合わさざるを得なくなりますので、それも踏まえて、いったん休止というのが妥当なところかなと考えてるところです。

谷口教育長職務代理人： 通達としては来てないということですね。

川上教育次長： 来てないです。

横山委員： 一般的な議論なのかも、まだね。

川上教育次長： 一応、これは協議事項なので、正式なものはまた今後、2月、3月の委員会のほうでまた諮りたいと思いますが、今日の校長会でも、いったん、その辺はご提案させていただいてということでご意見もいただければというふうに考えてるところです。なかなか、これ、いろいろ考えましたけど、これだったら大丈夫という仕組みが難しいです。どうしても元がバラバラなので。

横山委員： そういうところ説明してもらって、校長会でもね。

川上教育次長： 行き先がとにかくバラバラなので、みんな、同じところへ行ってくれば、まだ何とかなるんですけど。

真城学校教育副課長： 7年度の改正の際には窪川小学校と窪川中学校は該当しないことは前提で説明させてもらっております。ただ、今回はどこの学校も対象にはならなかった

状況もありますので、先ほど次長が言われたように、7割、8割の問題もありますので、そういった部分でいったん休止を考えたいと。

横山委員 : 修学旅行も7万円ぐらいですか、大体。

川上教育次長 : 一番高いところは大正で8万超えたりするので、それも設定なんですよ。人数によって、例えば中型とかでも行ける人数なのに、狭いので大型とかっていうふうにやったりするんで、そこを平準化しようとする、言うたら潤沢な旅行設定をした費用を全部、町が見るみたいな格好になってしまうので、それはおかしな話ですよっていうことで。ちゃんと規模に応じたもので費用も抑えながらやっていただけるのであればですけど、それぞれの学校の考え方とか、いろいろあって統一というか均一化するのは難しいです。旅行そのものの設定自体が、考え方がちょっとずれがあるので、その平準化を金額的なところだけでやろうとすると、結構、それを本当に町が負担しないといけないやつですかみたいなところまで入ってきちゃうので、うまくいかないですね。バスの費用だけにしようかという話もしましたが、バスの費用そのものも、そんなことが起こってくるので、なかなか、それも難しいということで。いろいろ考えましたが、なかなか難しいですね、これ。

谷口教育長職務代理者 : そうですね、なかなか平準化ということは。

川上教育次長 : よさそうな話なんですけど、意外と計算してみたら難しいという、ケースバイ・ケース、いろんなことが起こるので。

横山委員 : すごい細かい基準をつくらないかんということで。

谷口教育長職務代理者 : これだけ人数に差があったらね。

川上教育次長 : 行き先も違うので、距離によってなんぼと違って細かい設定でもすれば、また話は別ですけど、それも結局基準はどこに設定するんですかということに大きく左右されるので、いい案が思い浮かばなかったです。

谷口教育長職務代理者 : そうということですね。よろしいですか。

横山委員 : はい。

川上教育次長 : これは校長会のほうでもまた提案をさせていただいて、ご意見いただいた上で、またあらためて報告させていただくということでよろしいですか。

谷口教育長職務代理者 : そうしてください。お願いします。

続きまして、報告事項ということで入りたいと思います。1番目に、学期始めにおける児童生徒の出欠状況について説明をお願いします。

(事務局より、「報告事項①学期始めにおける児童生徒の出欠状況について」を、説明する。)

谷口教育長職務代理者 : ただ今、学校別全体の出欠状況ですが、そのあとに各学校ごとに人数は記載されています。この中で気が付いて、どうかなというところがあればまた質問をお願いしたいと思います。

全体的にインフルエンザにかかった生徒というのは多いですか。

浜口教育対策監 : 今回、発熱で病院へ行って、インフルエンザというのが多かったですね。

谷口教育長職務代理者 : 休業明けの、昨年度と大体、似たようなものですか。

浜口教育対策監 : 人数は9名少ないんですが、昨年度はコロナがあったり、そういった事情や、また家庭の事情で、おうちの方の実家に帰ったという理由なんかもありました。病

気の欠席でいくと同じぐらいにはなっています。

谷口教育長職務代理者：　ということは例年、体調不良とか、そういうことで大体、同じような人数が休むということですね。

横山委員　：　前回の夏休み明けとかに比べると、●●●学校は心配な数になってきてますね。

浜口教育対策監：　後から出てくるんですが。

横山委員　：　多分、後ろに反映されていると思うのだが。今までより、●●●学校もだいぶ少なくて、いい傾向だなというふうに思っていたが。

浜口教育対策監：　減少傾向にあったんですけど、ここにきて増加しています。

横山委員　：　ちょっと心配ですね。

谷口教育長職務代理者：　●●●学校が不登校傾向とか、そういう人数が増加傾向にある要因としてはどんなこと。

浜口教育対策監：　それこそ、また後から見ていただく学校別の諸課題のほうにも上げられるんですけど、今回の要因としては、家庭的な環境面というのは一つ挙げられますけれど、同じ兄弟児が不登校傾向にあるご家庭だったりとか、あと、不登校傾向になっている子どもさん自身の、じっとしていることが苦手であるとか、そういったような特性であったりとか、朝、どうしても起きられないといったような体調面含むような理由であったりとか、そういったところの要因が多く見られているように思います。

谷口教育長職務代理者：　それで、そのことについての対策としては、例えばＳＳに相談するとか、そういうふうなことですか。

浜口教育対策監：　つながっている児童や生徒もいます。

横山委員　：　この時期は不登校って、20日以上ですか。

浜口教育対策監：　表記のように不登校傾向とされている場合は、学校から出されていましたが、昨年度から続いている場合の不登校だったり、そういった表記や、事故欠に該当するものであるとかあると思いますが、そのまま出させてもらっています。今回、後で出てくるのは20日以上で。

横山委員　：　次の資料でね。

浜口教育対策監：　はい。

谷口教育長職務代理者：　現状はこういうということで承知ということでよろしいですか。

次の報告事項、第2番目の高知県の生徒指導上の諸問題及び児童虐待に関する調査（四万十町）についての報告をお願いします。

（事務局より、「報告事項②高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について」を、説明する。）

谷口教育長職務代理者：　今、報告がありましたように、気が付いたところがあれば、何かないですかね。

野村教育研究所長：　研究所とつながっていないところがありますが、ソーシャルワーカーは大体の人数はつかんでいます。学校のほうに、●●●学校の欠席状況については研究所、支援センターでつかむことができるので、欠席が続いてきたなというときには、学校のほうに連絡させてもらっています。学校のほうに問い合わせをしまして、どのような対応をされていますかとかいうことになる、1週間に1回ぐらいは家庭訪問しているというふうにおっしゃられてましたが、家庭訪問をしても、あまりそれが学校に来るとか、あるいは支援センターに通室とかいうことにはならな

い。ただ、現状を見守る程度ということになっています。冬になるということも、厳しい環境なのかなというふうに思われます。現在、通室している子どもたちについては週に何回かは支援センターには来てはいますが、なかなかそれにつながらないという状況ではあります。

谷口教育長職務代理者： 不登校の生徒たちの中で、いろいろつながりのある生徒たちは半分ぐらいです、もっと多い。

野村教育研究所長： 半分はないですね。

谷口教育長職務代理者： ほとんどつながりは欠けているということですか。

野村教育研究所長： 3学期の初めの欠席状況を見たときに、初めて名前を聞く子どもさんが何人かいましたので、それについての問い合わせはまだできていません。2学期の状況までは問い合わせをされていて、おうちの方たちにも危機感がないので、学校のほうに、こっちが学校とか研究所とかスクールソーシャルワーカーが問い合わせをすることはあっても、家庭のほうから来るということがないので状況が動かないというところなんです。それから、ここに、先ほど出されたものについても家庭の事情や、それから風邪というふうに出ている、こっち側としては完全に不登校というふうには押さえているお子さんもいますので、実際、ここで不登校という名前で上がっているよりは多分、多いという状況もあります。

谷口教育長職務代理者： 例えば、今、冬の時期だけど、朝、起きれないという子どもが、理由の中に要因としてあるけど、そういう親だったら、朝、起きなさいって厳しくは起こしてないがよね、傾向が。

浜口教育対策監： この場合は学校のほうも起こしに行ったりするけれど、本当に起きられない状況で不登校で上がっているお子さんもいるので、本当に目が覚めないとかいうだけじゃなくて、そういった事情を抱えているということは。

野村教育研究所長： 昼夜逆転とか、そういったところも。今現在、起立性障害というのが結構、理由になったりしているけれども、それは医師の診断がなくても、起きられないということで、そういう理由を付けることができるということもあったりして、本当にそうなのか、病気でそうなのか、実は昼夜逆転なのかということ、そこらあたりは追及しても、あまりしょうがないのかなというふうに。

谷口教育長職務代理者： そう言われると仕方ないよね。認めざるを得ないよね。

横山委員： 昨年が6名だったときに、中学校は18名というような、びっくりしますね。この時期、分かるがですね。寒さとかいろいろ、体調を崩すときもあるでしょうし、兄弟とかというの、経験上、そういうのもあったりとか。ちょっと意外な数字です。

野村教育研究所長： 今日、また出てきたような名前もありましたので、再度、学校のほうとは連携をして問い合わせをしたりしていきたいと思えます。

谷口教育長職務代理者： そういうことを地道にやってくれるがよね。なかなか難しい問題で。よろしいですか。

横山委員： センターに来れる生徒で外に連れ出す、研究所で、前回の、外に、そういった来れる子は外に出すってのは、すごく習慣づけるというのはすごく、ここに書かれているとおり大事だと思います。外に出れるような、今、8050問題とかあるじゃない。外に出れる子どもさんをつくっていくのが、将来的には、取り組みとしては大事なのかなとか、できるだけ外に出る、学校が家庭訪問してだけじゃなくて、自分たちも行って、ちょっと散歩するとか、状況に応じて家の周りを散

歩してみろうかとか、そういうような声掛けしたりとか、実際、やったりもした経験があるのですが。そういうふうに学校も一生懸命やってくれてはいるんだけど、訪問だけじゃなくて。自分たちだったら、ニワトリ飼いよったら一緒にニワトリの小屋行って卵取ったりとかって、いろいろやったことがあるのだけど、そういうふうな、ちょっとでも部屋から出てもらうような雰囲気をつくっていくとか、家から出て家の近所を回るとか、それから、だんだん研究所とか、そういった教室とかへ足が向くような子どもが増えてきたら、すごくいいけどなって思うんですけどね。

野村教育研究所長： 通室届が出ている子どもさんに関しては支援センターの指導員が、来ない日が続くと家に行って、迎えに行ったりとかして出したりすることもありますけども、なかなか。

横山委員： いろいろ事情がある。

野村教育研究所長： いろんなことを考えて、例えば、この間は高知のほうに行きましたけども、そういったものを付け加えながら。

横山委員： 強引に。

野村教育研究所長： そうなんです。それしないと、なかなか難しいよね。また考えてみたいと思います。

谷口教育長職務代理人： よろしくをお願いします。

続きまして、3番目の学校現場における町雇用、会計年度任用職員の職種追加について。

横山委員： すいません、かまんですか。不登校のことで、小休をお願いします。

(小休)

谷口教育長職務代理人： では、正常に戻します。

学校現場における任用職員の職種の追加についての説明をお願いします。

(事務局より、「報告事項③会計年度任用職員の職種の追加について」を、説明する。)

谷口教育長職務代理人： 令和8年度の会計年度任用職員の配置予定ということについて、今、事務局のほうから説明をいただきましたが、この件について何か質問がございますでしょうか。

今西生涯学習課長： 追加でいいですか。会計年度任用職員の職種の追加という報告事項になっていますので、生涯学習課からも令和8年度、新たな職種を追加するというので、次回の議案にも上がる予定ですが、お知らせをさせていただきます。国際交流員が2人、ヘヒョンさんのほうが4月11日で任期が満了します。国際交流員についてはJETプログラム関係で最長で5年間という縛りがありまして、5年間が満了してJETとしてはプログラムからは外れるということですが、今回、特にコチャン郡との交流の継続や、これまで5年間、それから日韓親善協会とか、いろいろなどこの領事館とのつなぎ、それから特に学校の交流が最近、始まったということで結構、業務が非常に多くなっています。これについて新年度で、帰国した後で来るという形の引き継ぎの状態ですと、次の交流員に結構な負担がかかるということと、

スムーズに回せるかというところがありまして、教育委員会ではヘヒョンさんにJETの枠外で協力いただけないかというところを打診させていただいて、その結果、1年間だけだったらという条件で継続して来ていただけるということの了承もいただきましたので、教育委員会としては新たに国際交流活動推進員という形で1年間、プラスアルファで来ていただいて、また新たに4月から来ていただく韓国からの交流員とともに、この1年間、一緒に事業を進めていただくという形で予定しておりますので、ご報告をいたします。

谷口教育長職務代理者：　ということは1年間は2人ということね、慣れるまで。ほかにはないですかね。よろしいですか。そしたら、あと、6番までの報告事項は終わりましたので小休止しましょうか。あとはその他ということで、これからの行事等のことですので、10分ほど、25分まで小休止をお願いします。

午前 10 時 13 分　休憩

午前 10 時 23 分　再開

谷口教育長職務代理者：　それでは、全員そろいましたので再開したいと思いますがよろしいでしょうか。では、式次第により7番のその他ということに移りたいと思います。まず最初に、小中学校卒業式の日程についての報告をしていただけますか。

(事務局より、「その他①小中学校卒業式の日程について」を、説明する。)

谷口教育長職務代理者：　続きまして、令和8年度の教育委員会事務局体制についての説明をお願いします。

(事務局より、「その他②令和8年度　教育委員会事務局体制について」を、説明する。)

谷口教育長職務代理者：　また、詳しく決定したら報告するというところでよろしいですかね。続いて、今後の日程について報告します。3月まではいろいろ忙しいですが是非、よろしくをお願いします。ということで終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、教育委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会　10時48分